

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年1月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200088号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200071号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年10月1日から平成18年7月1日まで
② 平成30年3月31日から同年4月1日まで
③ 令和2年5月30日から同年6月1日まで

請求期間①について、私は、平成17年10月1日からA事業所のD業務に1日8時間、週40時間以上従事したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は平成18年7月1日とされている。当時の資料は、A事業所を退職後にE労働局等に提出したもので、現在、手元にはないが、平成17年10月1日からA事業所に勤務していたことは確かなので厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を平成17年10月1日に訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②について、私は、B社に派遣社員として平成30年2月1日から同年3月31日まで在籍したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は平成30年3月31日とされている。当該期間に在籍していたことは間違いないので同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成30年4月1日に訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間③について、私は、C社に派遣社員として令和2年1月1日から同年5月31日まで在籍したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は令和2年5月30日とされている。当該期間に在籍していたことは間違いないので同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を令和2年6月1日に訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A事業所を退職後に当時の資料をE労働局等に提出したので、現在、手元にないとしているところ、E労働局及び雇用保険審査官並びにF労働委員会は、保管期間が過ぎているため当該資料は保存していない旨回答している。

また、A事業所の後継事業所であるG社H事業所及び同社データセンターは、請求者に係る雇用記録等の資料については、保管がないことから、請求期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料もなく、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求者は、勤務事実について証言してくれる同僚の名前を挙げているが、請求者が名前を記憶する同僚は既に死亡している上、A事業所でD業務に従事していたとする複数の同僚も請求者のことは覚えていないと回答していることから、請求者の勤務事実については確認できない。

加えて、雇用保険の記録によると、請求者のA事業所に係る資格取得日は平成18年4月1日、離職日は平成19年3月31日であることが確認できるところ、請求期間①のうち、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの期間については雇用保険被保険者記録も確認できない。

- 2 請求期間②について、請求者は、B社に係る給与支払明細書を添付して令和3年8月31日に日本年金機構に対し、年金記録照会申出を行っているところ、当該給与支払明細書から請求期間②に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社から提出された請求者の当該期間に係る給与支払明細書においても、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B社の支社長は、請求者に係る退職届については、3年の保管期間を超えているため確認できないが、請求者に係る派遣先への通知、労働者派遣個別契約書、派遣元管理台帳、派遣先管理台帳別紙、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）等を提出し、雇用契約は、平成30年4月1日から同年5月31日まで締結していたが、請求者は派遣契約期間中の申出による自己都合退社であり、派遣契約期間中に自己都合で退職した場合は、最終勤務日が最終在籍日となることから、請求者の場合、期間満了での退職とはならず、平成30年3月30日が最終在籍日となる旨回答している。

さらに、B社で派遣社員として勤務していた複数の同僚は、派遣先が違っていたため請求者のことは覚えていないとし、同社への派遣契約期間は2か月であり、派遣契約期間中に自己都合で退職した場合は、最終出勤日までの在籍となる旨回答している。

加えて、事業所から提出された社員管理簿によると、退社日は、平成30年3月30日とされていることが確認できる上、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）においても、請求者のB社における離職日は、平成30年3月30日（離職理由は自己都合）とされており、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日については、離職日の翌日である平成30年3月31日となることから、オンライン記録とも符合している。

- 3 請求期間③について、請求者は、C社に係る給与支払明細書を添付して令和

3年8月31日に日本年金機構に対し、年金記録照会申出を行っているところ、当該給与支払明細書から請求期間③に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社から提出された請求者の当該期間に係る給与支払明細書及び賃金台帳においても、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C社は、請求者に係る退職届、派遣社員労働条件通知書（兼）就業条件明示書、就業週報、賃金台帳等を提出し、雇用契約は、令和2年5月1日から同年6月30日まで締結していたが、派遣契約期間中に、請求者から、退職日を「令和2年5月29日」、退職理由を「一身上の都合のため」とする退職届が提出されたことから、請求者は自己都合退職となり、自己都合で退職した場合は、最終出勤日までの在籍となるが、請求者の場合、最終出勤日は令和2年5月15日であったものの、その後、18日から22日及び25日から29日までの10日間について有給休暇を取得していたことから、最終有給消化日である令和2年5月29日をもって退社日としている旨回答している。

さらに、C社で派遣社員として勤務していた複数の同僚は、派遣先が違っていたため請求者のことは覚えていないとし、同社への派遣契約期間は2か月であり、派遣契約期間中に自己都合で退職した場合は、最終出勤日までの在籍となる旨回答している。

加えて、事業所から提出された社員管理簿によると、退社日は、令和2年5月29日とされていることが確認できる上、雇用保険の記録においても、請求者のC社における離職日は、令和2年5月29日とされており、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日については、離職日の翌日である令和2年5月30日となることから、オンライン記録とも符合している。

4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200126号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年9月頃から昭和62年9月頃まで

A事業所において、請求期間のうち6か月くらい、C業務に従事し勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。当時、一緒に勤務していた同僚の氏名及び連絡先を記入した住所録を保管している。同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、i) B社は、請求期間当時の資料がなく、請求者のA事業所における勤務について不明である旨回答していること、ii) 請求期間当時に同事業所が加入していたD健康保険組合は、請求者の同健康保険組合への加入について、該当者はない旨回答していること、iii) 請求者の同事業所における雇用保険被保険者記録は確認できないこと、iv) 請求者は、同事業所における勤務期間を明確に記憶していないこと、v) 請求者は、住所録を提出し同僚として名前を挙げた二人のほか、請求期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に対する照会を希望していないことから、請求者の勤務実態について確認できない。

また、年金事務所が保管する請求期間に係るA事業所の厚生年金保険被保険者名簿に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

さらに、B社は、請求者の厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者は、給与明細書等を保管していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200130号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月1日から昭和46年3月1日まで
60歳になる頃に社会保険事務所(当時)において、請求期間に3か月の厚生年金保険被保険者記録が6回ほどあったことを確認したが、担当者(社会保険労務士)に消されてしまったため、これまでに年金記録の訂正請求を数回したが、いずれも訂正をしない旨の決定がされた。

しかし、請求期間においてA社に営業職員として勤務していたので、訂正をしない旨の決定に納得できない。

また、以前に年金記録に係る確認申立てをした際の総務省の資料には、年金記録確認C地方第三者委員会の担当者により、A社の勤務実績の記録を黒塗りにされ、D職に書き換えられたページがある。

新たに提出する資料はないが、調査をして、請求期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) B社から回答された請求者に係る人事記録により、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間については在籍が確認できるものの、同社の担当者は、請求者が昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまではD職としての期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述していること、ii) 上述の人事記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、同社は、保管する原簿を基に人事記録を作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が誤って記録されていたと主張する氏名での年金記録も確認できない旨回答していること、iii) E健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記

録について、被保険者情報の保存期間が経過しており、記録を確認できない旨回答していること、iv) 請求者が記憶する同僚3名のうち、2名は既に死亡しており、残る1名については請求者が照会を希望しておらず、同僚からは請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、v) 日本年金機構が保管している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の記録を確認したものの、請求者と同姓同名で生年月日が同日の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、請求者が誤って記録されていたと主張する氏名で生年月日が請求者と同日の厚生年金保険被保険者記録も確認できないこと、vi) 請求者は、平成14年の60歳になる頃に社会保険事務所の担当者（社会保険労務士）が厚生年金保険被保険者記録を消した旨主張しているものの、当該担当者及び当時の経緯について、日本年金機構は、窓口相談の資料はなく、担当者の特定もできない旨回答していることなどから、既に平成29年5月26日付け、平成31年4月23日付け、令和2年10月20日付け及び令和3年6月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、年金記録の訂正は必要でないとする決定に納得できないとし、以前に年金記録に係る確認申立てをした際の総務省の資料は、年金記録確認C地方第三者委員会の担当者により、A社の勤務実績の記録を黒塗りにされ、D職に書き換えられた旨主張するとともに、社会保険事務所において年金記録が消された旨主張し、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が主張している年金記録確認C地方第三者委員会の担当者により、勤務実績の記録を黒塗りにされ、D職に書き換えられたとする資料については、当該資料を特定することができない上、請求者からは新たな資料の提出はなく、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。